

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 2
- 北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部給与課】 32
- 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部給与課】 36
- 北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部給与課】 38

◇ 告 示

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 41

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約課】 42

◇ 訓 令

- 北九州市統計事務取扱規程の一部を改正する訓令【政策局総務部総務課】 52
- 北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務市民局総務部法制課】 53

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 9 号

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則
(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 北九州市事務分掌規則(昭和 4 3 年北九州市規則第 7 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条市長公室マーケティング課の項を次のように改める。

企画・マーケティング課
マーケティング係
シティプロモーション係
発信戦略係

第 1 条市長公室広報戦略課の項を削り、同条危機管理室の項に次のように加える。

安全・安心推進課
計画係
防犯・相談係
都市整備係

第 1 条政策局総務部総務課の項中「統計係」を削り、同条政策局政策部政策課の項中「政策係」を「政策係
統計係」に改め、同条総務市民局市民部の項中「広聴課」を「みんなの声課」に改め、同条総務市民局安全・安心推進部の項を削り、同条財政・変革局市政変革推進室の項の次に次のように加える。

アセットマネジメント推進室
企画係

第 1 条保健福祉局総務部の項に次のように加える。

保険年金課
管理係
保険係
年金業務係
国保資格業務係
国保給付業務係
国保保険料業務係
後期高齢者医療制度業務係

第1条保健福祉局地域共生社会推進部地域福祉推進課の項中「地域支援係」を削り、同条保健福祉局地域共生社会推進部認知症支援・介護予防課の項を削り、同条保健福祉局地域共生社会推進部の項に次のように加える。

介護保険課

企画管理係

保険係

認定審査係

居宅サービス係

施設サービス係

事業者運営指導係

介護イノベーション推進室

第1条保健福祉局長寿推進部の項を次のように改める。

長寿社会対策推進室

長寿推進企画係

在宅高齢者支援係

地域包括ケア推進係

認知症施策推進係

介護予防・総合事業係

第1条保健福祉局先進的介護システム推進室の項を削り、同条保健福祉局健康医療部地域医療課の項中「医務薬務係」を「政策医療係」に改め、同条保健福祉局健康医療部健康危機管理課の項を次のように改める。

疾病対策課

難病・疾病対策係

第1条子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課の項中「指導管理係」を「指導支援係」に改め、同条子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課

の項中「管理係 青少年育成係」を「企画振興係 青少年支援係」に改め、同条環境局環境国際部

環境国際戦略課の項中「国際連携推進係」を削り、同条産業経済局企業誘致部企業誘致課の項中「大規模立地支援係」を「産業用地係」に改め、同条産

業経済局農林水産部農林課の項中「企画・生産振興係」を「企画・生産振興 農地活用係

係」に改め、同条都市ブランド創造局観光にぎわい部インバウンド課の項中

「観光プロモーション係 インバウンド誘致係」を「観光誘致係 観光プロモーション係」に改め、同条都市ブ

ランド創造局観光にぎわい部MICE・メディア芸術課の項中「都心集客係」を「にぎわいづくり係」に改め、同項の次に次のように加える。

〇〇押し課

第1条都市戦略局総務政策部の項に次のように加える。

空き家活用推進課

空き家活用係

空き家対策第一係

空き家対策第二係

第1条都市戦略局計画部都市交通政策課の項中「企画調査係」「公共交通係」を「交通企画係」「地域交通係」に改め、同条都市戦略局指導部建築指導課の項中「建築法規係」を「建築法規係」「景観形成係」に改め、同条都市戦略局都市再生推進部の項を次のように改める。

都市再生推進部

都市再生課

事業調整係

ひびき灘戦略室

第1条都市整備局河川公園部公園管理課の項中「事業推進係」を「公園経営係」に改め、同項の次に次のように加える。

公園計画課

計画調整係

公園改革係

活用推進係

第1条港湾空港局港営部港営課の項中「海務・情報係」を「海務係」に改める。

第3条市長公室マーケティング課の項を次のように改める。

企画・マーケティング課

マーケティング係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 戦略的な情報発信の総括に関すること。
- (3) 職員の情報発信力の向上に関すること。

シティプロモーション係

- (1) 都市のプロモーションに関すること。

発信戦略係

- (1) 広報紙その他広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (2) ホームページによる広報に関すること。
- (3) 市公式ソーシャルメディアを活用した情報発信に関する
こと。
- (4) テレビ広報に関すること。
- (5) 都市ブランドの発信に関すること。
- (6) 広報資料の管理に関すること。

第3条市長公室広報戦略課の項を削り、同条市長公室報道課報道係の項第2号中「に関する連絡調整」を削り、同条危機管理室の項に次のように加える。

安全・安心推進課

計画係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 安全・安心施策の推進に関すること。
- (3) 安全・安心施策に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関する
こと。
- (4) 他の局、室に属さない市民生活の安全に関すること。

防犯・相談係

- (1) 地域防犯施策の推進に関すること。
- (2) 警察との連絡調整に関すること。
- (3) シンナー等薬物乱用防止に係る連絡調整に関すること。
- (4) 安全・安心に関する市民からの意見及び要望の処理の総括に関する
こと。
- (5) 交通事故相談に関すること。
- (6) 民事介入暴力に係る相談に関すること。
- (7) 暴力追放推進施策に関すること。
- (8) 北九州市暴力追放推進会議に関すること。
- (9) 犯罪被害者等の支援及び相談に関すること。
- (10) 生活環境パトロールの計画及び実施に関すること。
- (11) 生活環境に関する通報の收受及び連絡調整に関する
こと。

都市整備係

- (1) 安全・安心に係る環境整備の企画及び連絡調整に関する
こと。

- (2) 安全・安心な都市環境づくりの啓発に関すること。
- (3) モラル・マナーに関すること。
- (4) 交通安全対策の企画及び連絡調整に関すること。
- (5) 交通安全思想の普及に関すること。
- (6) 交通安全推進会議に関すること。
- (7) 交通共済に係る連絡調整に関すること。
- (8) 山九交通遺児奨学金基金に関すること。
- (9) 防犯灯に関すること。
- (10) 防犯カメラに関すること。

第3条政策局総務部総務課統計係の項を削り、同条政策局政策部政策課政策係の項第10号を削り、同条政策局政策部政策課の項に次のように加える。

統計係

- (1) 基幹統計その他法令による統計調査の総括に関すること。
- (2) 市政統計その他の統計調査についての総括に関すること。
- (3) 統計資料の収集及び保管に関すること。
- (4) 統計解析に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。
- (5) 統計年鑑その他統計刊行物の編集及び発行に関すること。

第3条政策局政策部サステナビリティ戦略課企画係の項に次の1号を加える。

- (3) 国家戦略特区及び国際戦略総合特区の推進に関すること。

第3条総務市民局市民部区政推進課戸籍住民係の項第2号中「マイナンバーカードの申請及び交付」を「個人番号カード」に、同項第3号中「電子証明書の交付」を「署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行等」に改め、同条総務市民局市民部の項中「広聴課」を「みんなの声課」に改め、同条総務市民局安全・安心推進部の項を削り、同条財政・変革局市政変革推進室企画係の項第7号から第21号までを削り、同条財政・変革局市政変革推進室の項の次に次のように加える。

アセットマネジメント推進室

企画係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 市有財産（土地及び建物に限る。）のアセットマネジメントに関すること。
- (3) 公共施設マネジメントの総括に関すること。
- (4) 公共事業評価に関すること。
- (5) 財産区に関すること。

第3条保健福祉局総務部の項に次のように加える。

保険年金課

管理係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (3) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (4) 国民健康保険の統計調査及び事業報告に関すること。
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療の啓発並びに統計調査及び事業報告に関すること。
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療の給付等並びに受給資格者の資格に係る事務及び医療受給者証に係る事務の調整に関すること。
- (7) 後期高齢者医療の統計調査及び事業報告に関すること。
- (8) 拠出年金に関すること。
- (9) 福祉年金に関すること。
- (10) 国民年金に関する調査及び統計に関すること。
- (11) 特別障害給付金に関すること。
- (12) 年金生活者支援給付金に関すること。

保険係

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格、保険料（他局の所管に属するものを除く。）、保険給付及び保健事業に関すること。
- (2) 後期高齢者医療に関すること（他局及び他係の所管に属するものを除く。）。

年金業務係

- (1) 国民年金に係る業務集約に関すること。

国保資格業務係

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格に係る業務集約に関すること。

国保給付業務係

(1) 国民健康保険の被保険者の給付及び第三者行為に関する
こと。

(2) 国民健康保険の診療報酬明細書に関すること。

国民健康保険料業務係

(1) 国民健康保険料に係る業務集約に関すること。

後期高齢者医療制度業務係

(1) 後期高齢者医療に係る業務集約に関すること。

第3条保健福祉局地域共生社会推進部地域福祉推進課地域支援係の項及び同条保健福祉局地域共生社会推進部認知症支援・介護予防課の項を削り、同条保健福祉局地域共生社会推進部の項に次のように加える。

介護保険課

企画管理係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 介護保険事業計画に関すること。

(3) 国・県の負担金等に関すること。

(4) 国民健康保険団体連合会に関すること。

保険係

(1) 介護保険の被保険者の資格及び給付に関すること。

(2) 介護保険の保険料に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。

認定審査係

(1) 要介護及び要支援認定の審査に関すること。

(2) 要介護及び要支援認定事務（他係の所管に属するものを除く。）に関すること。

居宅サービス係

(1) 居宅サービス事業者の指定に関すること（他係の所管に属するものを除く。）。

(2) 居宅介護支援事業者の指定に関すること。

施設サービス係

(1) 介護保険施設の指定に関すること。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定に関すること。

(3) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設置に関すること。

(4) 特定施設入居者生活介護事業者の指定に関すること。

- (5) 有料老人ホームに関すること。
- (6) 所管に属する社会福祉法人の認可に関すること。

事業者運営指導係

- (1) 介護保険事業者の監査及び運営指導に関すること。
- (2) 介護保険事業者の運営支援に関すること。

介護イノベーション推進室

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 介護テクノロジーの普及促進に関すること。
- (3) 介護現場の業務改善に関すること。
- (4) 介護人材に関すること。
- (5) 介護サービスの質の向上に関すること。
- (6) 介護実習・普及センター（テクノケア北九州）に関する
こと。

第3条保健福祉局長寿推進部の項を次のように改める。

長寿社会対策推進室

長寿推進企画係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 長寿社会対策に関する調査、研究及び企画（他課の所管
に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 老人福祉計画に関すること。
- (4) 生涯現役社会の推進に関すること。
- (5) 老人クラブに関すること。
- (6) 敬老行事及び長寿祝金に関すること。

在宅高齢者支援係

- (1) 高齢者の在宅福祉（他係の所管に属するものを除く。）
に関すること。
- (2) 高齢者支援システムに関すること。

地域包括ケア推進係

- (1) 地域包括支援センターの総括に関すること。
- (2) 地域における保健福祉活動の総括に関すること。
- (3) 地域包括ケアの推進に関すること。
- (4) 総合事業・地域包括支援センター運用システムに関する
こと。
- (5) 高齢者の権利擁護に関すること。
- (6) 成年後見制度利用促進計画に関すること。

認知症施策推進係

- (1) 認知症対策の企画、調査等に関する事。
- (2) 認知症支援に関する事。
- (3) 認知症施策推進計画に関する事。

介護予防・総合事業係

- (1) 介護予防の企画、調査等に関する事。
- (2) 介護予防に係る人材育成、交流及び地域活動支援に関する事。
- (3) サービス・活動事業（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事。

第3条保健福祉局先進的介護システム推進室の項を削り、同条保健福祉局健康医療部地域医療課の項中「医務薬務係」を「政策医療係」に改め、同条保健福祉局健康医療部地域医療課医務薬務係の項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、同条保健福祉局健康医療部の項中「健康危機管理課」を「疾病対策課」に改め、同条保健福祉局健康医療部健康危機管理課政策調整係の項を削り、同条保健福祉局健康医療部健康危機管理課難病・疾病対策係の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 課の庶務に関する事。

第3条子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課の項中「指導管理係」を「指導支援係」に改め、同条子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課の項中「管理係」を「企画振興係」に改め、同条子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課管理係の項に次の1号を加える。

- (3) 青少年育成事業に関する総合調整に関する事。

第3条子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課青少年育成係の項を次のように改める。

青少年支援係

- (1) 青少年サポート事業の企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 若者応援環境づくりに関する事。

第3条環境局環境国際部環境国際戦略課の項中 「企画調整係
事業化支援係 を 「企
国際連携推進係」 事

画調整係
企画調整係

に改め、同条環境局環境国際部環境国際戦略課事業化支援係
業化支援係」 国際連携推進係
の項第3号中「（事業化支援係に限る。）」を削り、同項第4号中「（国際
連携推進係に限る。）」を削り、同条産業経済局企業誘致部企業誘致課企画
係の項第5号を削り、同項第6号中「大規模立地支援係」を「産業用地係」
に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号
中「工場立地法（昭和34年法律第24号）」を「エンターテインメント関
連産業の誘致」に改め、同号を同項第7号とし、同条産業経済局企業誘致部
企業誘致課大規模立地支援係の項を次のように改める。

産業用地係

- (1) 産業用地の企画及び整備に関すること。
- (2) 企業誘致に関連する産業インフラの調査及び調整に関する
こと（他局の所管に属するものを除く。）。
- (3) データセンター及びエネルギー産業の誘致に関すること
（他局の所管に属するものを除く。）。
- (4) 大規模立地企業の支援及び連絡調整に関すること。
- (5) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。

第3条産業経済局農林水産部農林課企画・生産振興係の項中第3号を削り
、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項の
次に次のように加える。

農地活用係

- (1) 農業委員会との連絡調整の総括に関すること。
- (2) 農地の活用に関すること。
- (3) 農業従事者の確保及び育成の総括に関すること。

第3条都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課企画係の項に次の1号を
加える。

- (5) 観光に関する調査に関すること。

第3条都市ブランド創造局観光にぎわい部インバウンド課観光プロモーシ
ョン係の項及び同条都市ブランド創造局観光にぎわい部インバウンド課イン
バウンド誘致係の項を次のように改める。

観光誘致係

- (1) 観光客誘致の総括に関すること。
- (2) インバウンド誘致に関すること。
- (3) 観光産業に関すること。
- (4) 産業観光及び環境観光に関すること。

(5) 観光資源の磨き上げに関すること。

観光プロモーション係

(1) 観光宣伝の総括に関すること。

(2) 観光関連の食の振興に関すること。

第3条都市ブランド創造局観光にぎわい部MICE・メディア芸術課MICE推進係の項第1号中「課」の次に「(〇〇押し課を含む。)」を加え、同条都市ブランド創造局観光にぎわい部MICE・メディア芸術課の項中「都心集客係」を「にぎわいづくり係」に改め、同項の次に次のように加える。

〇〇押し課

(1) 推しの推進に関すること。

第3条都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課企画係の項第4号及び第5号を削り、同条都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興係の項に次の1号を加える。

(5) プロスポーツの振興に関すること。

第3条都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課スポーツコミッション係の項第1号及び第2号中「スポーツ大会」を「大規模スポーツ大会」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) アーバンスポーツの振興に関すること。

(4) スポーツ分野の国際交流に関すること。

第3条都市戦略局総務政策部の項に次のように加える。

空き家活用推進課

空き家活用係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 空き家等対策の総括に関すること。

(3) 空き家等の発生予防の啓発に関すること。

(4) 空き家等の活用の促進に関すること。

(5) 空き家等の活用の助成に関すること。

空き家対策第一係

空き家対策第二係

(1) 老朽空き家等の是正指導に関すること。

(2) 空き地等の是正指導に関すること。

(3) 北九州市特定空家等対策審査会に関すること。

(4) 老朽空き家等の除却の助成に関すること。

第3条都市戦略局計画部都市交通政策課の項中「企画調査係」を「交通企

画係」に改め、同条都市戦略局計画部都市交通政策課企画調査係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(6) 北九州モノレールに関すること。

第3条都市戦略局計画部都市交通政策課の項中「公共交通係」を「地域交通係」に改め、同条都市戦略局計画部都市交通政策課公共交通係の項第5号を削り、同条都市戦略局計画部都市交通政策課交通計画係の項に次の1号を加える。

(7) 市営駐車場に関すること。

第3条都市戦略局指導部建築指導課の項に次のように加える。

景観形成係

(1) 景観に係る企画及び調整に関すること。

(2) 景観法（平成16年法律第110号）、北九州市都市景観条例（平成20年北九州市条例第52号）及び関門景観条例（平成13年北九州市条例第35号）に関すること。

(3) 景観に係る届出及び指導に関すること。

(4) 地域の景観づくり活動への支援に関すること。

(5) 景観アドバイザー制度に関すること。

(6) 都市景観賞等の市民啓発に関すること。

(7) その他都市景観に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第3条都市戦略局指導部建築審査課調整係の項中第4号を削り、第5号を
審査第
第4号とし、第6号を第5号とし、同条都市戦略局指導部建築審査課
審査第

一係

二係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1

号ずつ繰り上げ、同項第8号中「（審査第一係に限る。）」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号中「（審査第一係に限る。）」を削り、同号を同項第8号とし、同項第10号中「（審査第一係に限る。）」を削り、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号中「（審査第二係に限る。）」を削り、同号を同項第11号とし、同条都市戦略局指導部建築審査課設備省エネ係の項第5号中「、表示認定、適合認定及び届出」を「並びに適合性判定の審査及び検査」に改め、同条都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課の項及び同条都市戦略局都市再生推進部緑政課の項を次のように改める。

都市再生課

事業調整係

- (1) 部、課（ひびき灘戦略室を含む。）の庶務に関すること。
- (2) 局所管事業の企画及び調整に関すること。
- (3) 局の所管に属する公共事業に係る補助金、負担金等の総括に関すること。
- (4) 都市再生整備計画の総括に関すること。
- (5) 大規模未利用地（市有地に限る。）の活用に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。
- (6) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の許認可及び公告に関すること。
- (7) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の施行区域内の建築行為等の制限に関する指導及び総括に関すること。
- (8) 土地区画整理審議会及び評価員並びに市街地再開発審査会及び審査員の総括に関すること。
- (9) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等に伴う審査請求に関すること。
- (10) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等に伴う清算金の徴収及び交付に関すること。
- (11) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等に伴う登記及び保留地の処分の総括に関すること。
- (12) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の普及に関すること。
- (13) 組合等施行の土地区画整理事業、市街地再開発事業等の指導及び助成に関すること。
- (14) 土地区画整理事業の調査及び調整に関すること。
- (15) 土地区画整理事業の予算及び国庫補助要望に関すること。
- (16) 土地区画整理事業の都市計画決定に関すること。
- (17) 土地区画整理事業の事業計画及び実施計画の指導（他局の所管に属するものを除く。）及び総括に関すること。
- (18) 換地計画及び仮換地指定の指導及び総括に関すること。
- (19) 組合等施行土地区画整理事業の技術の指導に関するこ

と。

- (20) 城野ゼロ・カーボン先進街区の形成に関する事。
- (21) 北九州学術・研究都市用地の整備に関する事。
- (22) 市街地再開発事業等の事業支援に関する事。
- (23) 公共施設に関するモデルプロジェクトの推進に関する事。
- (24) その他市街地整備の事業支援に関する事。
- (25) 民間開発の誘導・支援策の企画・立案に関する事。
- (26) 街なか拠点のまちづくりに係る調査、計画及び調整に関する事。
- (27) 大規模未利用地における開発の誘導（市有地を除く。）に関する事。

ひびき灘戦略室

- (1) ひびき灘地区の拠点開発の促進に関する事。

第3条都市戦略局都市再生推進部事業推進課の項及び同条都市戦略局都市再生推進部空き家活用推進課の項を削り、同条都市整備局河川公園部公園管理課管理係の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同条都市整備局河川公園部公園管理課事業推進係の項を次のように改める。

公園経営係

- (1) 公園管理課、公園計画課及びみどり公園課の庶務に関する事。
- (2) 公園管理課、公園計画課及びみどり公園課の所管に属する軽微な工事の契約及びしゅん工認定に関する事。
- (3) 有料公園等の運営に関する事。
- (4) 公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会に関する事。
- (5) 到津の森公園基金に関する事。

第3条都市整備局河川公園部公園管理課の項の次に次のように加える。

公園計画課

計画調整係

- (1) 公園緑地事業の予算の調整及び国庫補助要望に関する事。
- (2) 都市緑化、緑の保全等に関する事。
- (3) 緑地協定及び民有地緑化の普及の指導に関する事。
- (4) 街路樹及び保存樹の指導及び総括に関する事。

- (5) 霊園及び街路樹の調査及び計画に関すること。
- (6) 自然公園及び遊歩道の調査、計画及び調整に関すること

公園改革係

- (1) 緑の基本計画に関すること。
- (2) 公園及び緑地の調査及び計画に関すること。
- (3) 公園及び緑地に係る関連事業との調整に関すること。
- (4) 風致地区及び特別緑地保全地区の指定に関すること。

活用推進係

- (1) 公園活性化施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 公民連携による公園及び緑地の活用に関すること。

第3条都市整備局住宅部住宅管理課管理第一係の項に次の1号を加える。

- (7) 住宅新築資金等貸付事業に関すること。

第3条都市整備局住宅部住宅管理課訴訟係の項第4号を削り、同条都市整備局建築部建築支援課長寿命化係の項第3号中「長寿命化推進の技術支援」を「維持保全に係る企画及び調整」に改め、同条港湾空港局港営部港営課港務係の項第9号を次のように改める。

- (9) 港湾情報システムの総括に関すること。

第3条港湾空港局港営部港営課の項中「海務・情報係」を「海務係」に改め、同条港湾空港局港営部港営課海務・情報係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条港湾空港局港営部港営課土地活用推進係の項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 普通財産の管理及び処分に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 臨港地区内の国有地の取得及び処分に関すること。

第3条港湾空港局港営部港営課土地活用推進係の項第3号及び第4号を削り、同条港湾空港局港営部物流振興課物流振興係の項に次の2号を加える。

- (5) 臨海部産業用地の企業立地戦略の企画に関すること。
- (6) 臨海部産業用地への企業立地促進に関すること。

第5条第3項中「宇宙産業推進室」を「介護イノベーション推進室、宇宙産業推進室」に改め、「住まい支援室」の次に「、ひびき灘戦略室」を加える。

第7条中「宇宙産業推進室長」を「介護イノベーション推進室長、宇宙産業推進室長」に改め、「住まい支援室長」の次に「、ひびき灘戦略室長」を加える。

第8条第1項中「危機管理監に事故があるとき、又は危機管理監」を「危機管理監若しくは安全・安心担当理事に事故があるとき、又は危機管理監若しくは安全・安心担当理事」に改め、同条第2項中「担当理事」の次に「（安全・安心担当理事を除く。）」を加え、「及び次条において」を削り、同条第3項中「宇宙産業推進室長」を「介護イノベーション推進室長、宇宙産業推進室長」に改め、「住まい支援室長」の次に「、ひびき灘戦略室長」を加える。

第9条中「局長」の次に「（担当理事を含む。）」を加える。

（北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正）

第2条 北九州市区役所等事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1条総務企画課の項中「企画係（小倉南区役所、若松区役所及び八幡西区役所を除く。）」を「企画係（門司区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所に限る。）」に改め、同条コミュニティ支援課の項中「生涯学習係（八幡西
「生涯学習係（小倉北区役所及び八幡西区役所を除く
区役所を除く。）」を 地域活動支援係（小倉北区役所に限る。）
人づくり支援係（八幡西区役所に限る。）

。）」
に、「人づくり支援係（八幡西区役所に限る。）」を「にぎわいづ
にぎわいづくり係（八幡西区役所に限る。）」

くり係（小倉北区役所及び八幡西区役所に限る。）」に改める。

第2条総務企画課戦略係の項第3号中「小倉南区役所、若松区役所及び八幡西区役所に限る。」を「門司区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所を除く。」に改め、同条総務企画課企画係（小倉南区役所、若松区役所及び八幡西区役所を除く。）の項中「小倉南区役所、若松区役所及び八幡西区役所を除く。」を「門司区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所に限る。」に改め、同条コミュニティ支援課コミュニティ支援係の項第15号中「こと（）」の次に「小倉北区役所及び」を加え、同条コミュニティ支援課の項中「生涯学習係
「生涯学習係（小倉北区役所及び八幡西区役
（八幡西区役所を除く。）」を 地域活動支援係（小倉北区役所に限る。）
人づくり支援係（八幡西区役所に限る。）
所を除く。）

に改め、同条コミュニティ支援課人づくり支援係（八幡西区
」
役所に限る。）の項を削り、同条コミュニティ支援課にぎわいづくり係（八

幡西区役所に限る。)の項中「八幡西区役所」を「小倉北区役所及び八幡西区役所」に改め、同条市民課市民係の項第19号中「並びに通知カードの紛失の届出及び返納」を削り、同項に次の1号を加える。

(31) 在留カード等に関すること。

第2条市民課戸籍係の項第8号中「在留カード及び特別永住者証明書」を「特別永住者証明書等」に改め、同条国保年金課保険係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く。)の項第2号中「こと」の次に「(国民健康保険の給付及び第三者行為にあつては、相談及び受付に限る。)」を加え、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条国保年金課資格給付係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。)の項第2号中「こと」の次に「(国民健康保険の給付及び第三者行為にあつては、相談及び受付に限る。)」を加え、同

松ヶ江出張所(門司区役所)

大里出張所(門司区役所)

曾根出張所(小倉南区役所)

両谷出張所(小倉南区役所)

項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条東谷出張所(小倉南区役所)

島郷出張所(若松区役所)

折尾出張所(八幡西区役所)

上津役出張所(八幡西区役所)

八幡南出張所(八幡西区役所)

の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第37号

)

)

までを1号ずつ繰り上げる。

(北九州市事業所事務分掌規則の一部改正)

第3条 北九州市事業所事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

政策局		北九州市東京事務所	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号（東京交通会館内）	第2類	所長	を
-----	--	-----------	-----------------------------	-----	----	---

危機管理室		北九州市立消費生活センター	北九州市戸畑区汐井町1番6号	第3類	館長	に
	北九州市立消費生活センター	北九州市計量検査所	北九州市小倉北区親和町6番2号	第4類	所長	
政策局		北九州市東京事務所	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号（東京交通会館内）	第2類	所長	

改め、同表の総務市民局の項中

		北九州市立八幡西生涯学習総合センター	北九州市黒崎三丁目15番3号	第3類	所長	
安全・安心推進部		北九州市立消費生活センター	北九州市戸畑区汐井町1番6号	第3類	館長	を

	北九州市立消費生活センター	北九州市計量検査所	北九州市小倉北区親和町6番2号	第4類	所長
--	---------------	-----------	-----------------	-----	----

		北九州市立八幡西生涯学習総合センター	北九州市黒崎三丁目15番3号	第3類	所長
--	--	--------------------	----------------	-----	----

に改める

別表第2の東京事務所の項の前に次のように加える。

消費生活センター

消費生活係

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 生活関連物資対策に関すること。
- (3) 家庭用品等の表示に係る立入検査等に関すること。
- (4) 施設の維持管理に関すること。
- (5) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 消費者の啓発及び教育に関すること。
- (7) 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
- (8) 消費生活に係る事業者の指導に関すること。
- (9) 消費者団体及び消費者リーダーの育成に関すること。
- (10) 消費生活審議会に関すること。
- (11) 区における消費生活相談窓口に関すること。

計量検査所

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 計量器の定期検査に関すること。
- (3) 計量に係る立入検査に関すること。
- (4) 計量思想の普及に関すること。
- (5) その他計量の指導及び取締りに関すること。

別表第2の消費生活センターの項、計量検査所の項、
東部市税事務所
西部市税事務所 市民税

課管理系の項第5号及び東部市税事務所
西部市税事務所
門司税務課（東部市税事務所に限る）
小倉南税務課（東部市税事務所に限る）
若松税務課（西部市税事務所に限る）
八幡東税務課（西部市税事務所に限る）
戸畑税務課（西部市税事務所に限る）
。）
る。）

。） 市民税系の項第6号を削り、同表の保健所保健企画課企画調整系の項
る。）
。）

第4号を次のように改める。

（4） 健康危機管理の総括に関する事（訓練及び研修に関するものを除く。）。

別表第2の保健所保健企画課企画調整系の項第5号中「保健技術者」の次に「（職員を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（12） 原子爆弾被爆者の医療等に関する事。

別表第2の保健所保健企画課感染症予防系の項第2号中「原子爆弾被爆者の医療等」を「予防接種の総括」に改め、同項に次の2号を加える。

（3） 健康危機管理の総括に関する事（訓練及び研修に関するものに限る。）。

（4） 保健技術者（職員に限る。）の研修及び育成に関する事。

別表第2の保健所医務薬務課医務系の項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 医務の総括に関する事。

別表第2の保健所医務薬務課医務系の項に次の1号を加える。

（7） 衛生検査所に関する事。

別表第2の保健所医務薬務課放射線系の項に次の1号を加える。

（4） 医療法人及び病院等に係る許可及び認可に関する事。

別表第2の保健所医務薬務課薬務系の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

（1） 薬務の総括に関する事。

別表第2の保健所地域リハビリテーション推進課障害者福祉系の項中第1
1号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同表の東
西

部農政事務所
部農政事務所 農林施設系の項第3号中「農業団体」の次に「（農業委員会を
除く。）」を加え、同表の 東部農政事務所
西部農政事務所 農産系の項第3号中「農業従事者
の」の次に「確保及び」を加え、同表の 東部農政事務所
西部農政事務所 の項に次のように加
える。

農地係

- (1) 農業委員会との連絡調整に関すること。
- (2) 農地の権利移転に関すること。
- (3) 遊休農地の発生防止に関すること。
- (4) 所管に属する農地の証明に関すること。

別表第2の総合農事センターの項中「園芸係」を「農家育成支援係」に改め、同表の総合農事センター園芸系の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 新規就農者育成及び生産支援に関すること。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(北九州市公印規則の一部改正)
- 2 北九州市公印規則（昭和38年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の専用市印・専用市役所印の項中

「	保健福祉局長寿 推進部保険年金 課長及び区役所 国保年金課長	を	保健福祉局総 務部保険年金 課長及び区役 所国保年金課 長	に
	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課 及び区役所 国保年金課		保健福祉局 総務部保険 年金課及び 区役所国保 年金課	」

改め、同表の専用市長印の項中

「	上下水道局総務 経営部総務課長	を	上下水道局総 務経営部総務 企画課長	に、
	上下水道局 総務経営部 総務課		上下水道局 総務経営部 総務企画課	」

教育委員会事務局総務部総務課長	教育委員会事務局総務部総務課	を	教育委員会事務局総務企画部総務課長	教育委員会事務局総務企画部総務課	に
-----------------	----------------	---	-------------------	------------------	---

改める。

(北九州市会計規則の一部改正)

- 3 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

マーケティング課	マーケティング課長	を
広報戦略課	広報戦略課長	
報道課		
危機管理課	危機管理課長	

企画・マーケティング課	企画・マーケティング課長	に、
報道課		
危機管理課	危機管理課長	
安全・安心推進課	安全・安心推進課長	

	広聴課	広聴課長
地域・人づく	地域振興課	地域振興課長

り部	生涯学習課	生涯学習課長
安全・安心推進部	安全・安心推進課	安全・安心推進課長

を

	みんなの声課	みんなの声課長
地域・人づくり部	地域振興課	地域振興課長
	生涯学習課	生涯学習課長

に、

市政変革推進室	市政変革推進室	市政変革推進室次長
---------	---------	-----------

を

市政変革推進室	市政変革推進室次長
アセットマネジメント推進室	アセットマネジメント推進室次長

に、

総務部	総務課	総務課長
地域共生社会推進部	地域福祉推進課	地域福祉推進課長
	認知症支援・介護予防課	認知症支援・介護予防課長
	保護課	保護課長
長寿推進部	長寿社会対策課	長寿社会対策課長

を

	介護保険課	介護保険課長
	保険年金課	保険年金課長
先進的介護システム推進室		先進的介護システム推進室次長

総務部	総務課	総務課長
	保険年金課	保険年金課長
地域共生社会推進部	地域福祉推進課	地域福祉推進課長
	保護課	保護課長
	介護保険課	介護保険課長
	介護イノベーション推進室	介護イノベーション推進室長
長寿社会対策推進室		長寿社会対策推進室次長

に、

健康危機管理課	健康危機管理課長
---------	----------

を

疾病対策課	疾病対策課長
-------	--------

に、

MICE・メディア芸術課	MICE・メディア芸術課長
--------------	---------------

を

--	--

M I C E ・メディア芸術課	M I C E ・メディア芸術課長
〇〇押し課	〇〇押し課長

に、

住まい支援室	住まい支援室長
--------	---------

を

住まい支援室	住まい支援室長
空き家活用推進課	空き家活用推進課長

に、

都市再生企画課	都市再生企画課長
緑政課	緑政課長
事業推進課	事業推進課長
空き家活用推進課	空き家活用推進課長

を

都市再生課	都市再生課長
ひびき灘戦略室	ひびき灘戦略室長

に、

公園管理課	公園管理課長
-------	--------

を

公園管理課	公園管理課長
公園計画課	公園計画課長

に、

消防団課	消防団課長	を
------	-------	---

消防団支援課	消防団支援課長	に、
--------	---------	----

総務部	総務課	を
	企画調整課	

総務企画部	総務課	に、
	企画調整課	

指導企画課	指導企画課長	を
学校教育課		
次世代教育推進課	次世代教育推進課長	
教育情報化推進課	教育情報化推進課長	
生徒指導課	指導企画課長	
特別支援教育課		

事業調整課	事業調整課長	に、
学校教育課	学校教育課長	
特別支援教育課	特別支援教育課長	

生徒指導課	生徒指導課長
-------	--------

監査委員行政 委員会事務局	総務課	総務課長	監査委員行政委員会事 務局長
	監査第一課	監査第一課 長	
	監査第二課		

を

監査委員行政 委員会事務局	総務課	総務課長	監査委員行政委員会事 務局長
	監査第一課	監査第一課 長	
	監査第二課		
農業委員会事務局		農業委員会事務局長	

に

改める。

別表第2の小倉南区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

特別支援教育相談センタ ー	特別支援教育相談セン ター所長
農業委員会事務局	農業委員会事務局

を

特別支援教育相談センタ ー	特別支援教育相談セン ター所長
------------------	--------------------

に改める。

(北九州市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

4 北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号）

の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第1項及び第5条中「区長」を「市長」に改める。

(北九州市市有財産審査委員会規則の一部改正)

5 北九州市市有財産審査委員会規則(昭和49年北九州市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「財政・変革局市政変革推進室」を「財政・変革局アセットマネジメント推進室」に改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

6 勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

会計室	一般事務員		午前8時30分	午後5時15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	
-----	-------	--	---------	---------	---------------------------	----------	--

を

「

会計室	一般事務員		午前8時30分	午後5時15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	
危機管理	消費生活センター	一般事務員	午前8時30分	午後5時15分	勤務時間中に1時間とし、その時限	日曜日及び4週間を通じ4	

に

室						は所属長が定める。	日所属長の指定する日
---	--	--	--	--	--	-----------	------------

改め、同表の総務市民局の項中

	生涯学習総合センター 八幡西生涯学習総合センター	一般事務員 一般技術員	早出	午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
			遅出	午後 1時 15分	午後 10時			
安全・安心推進部	消費生活センター	一般事務員		午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び4週間を通じ4日所属長の指定する日	

を

	生涯学習総合センター 八幡西生涯学習総合センター	一般事務員 一般技術員	早出	午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
			遅出	午後 1時 15分	午後 10時			

に

				分				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

改める。

(北九州市職員の兼務に関する規則の一部改正)

7 北九州市職員の兼務に関する規則（平成8年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「戸籍に関する事務で電子情報処理組織の管理に関するもの」を「次に掲げる事務」に、「戸籍に関する事務に」を「当該事務と同一の事務に」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 戸籍に関する事務で電子情報処理組織の管理に関すること。
- (2) 個人番号カードに関すること。
- (3) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行等に関すること。

第2条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) マイナポータルによる戸籍の氏名の振り仮名の届出の処理に関すること。
- (8) 戸籍の届出の記載及び編成に関すること（他市区町村受理分に限る。）。

北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 0 号

北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市職員退職手当支給条例施行規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条前段中「オ」を「カ」に改める。

別表のオの表中「以後の基礎在職期間」を「から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間の基礎在職期間」に改め、同表の第 1 号区分の項中「以後適用されている給与条例（以下「令和 7 年 4 月以後の給与条例」を「から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間において適用されていた給与条例（以下「令和 7 年 4 月以後令和 8 年 3 月以前の給与条例」に改め、同表の第 2 号区分の項から第 8 号区分の項までの規定中「令和 7 年 4 月以後の給与条例」を「令和 7 年 4 月以後令和 8 年 3 月以前の給与条例」に改め、同表の次に次の 1 表を加える。

カ 令和 8 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 1 号区分	令和 8 年 4 月 1 日以後適用されている給与条例（以下「令和 8 年 4 月以後の給与条例」という。）の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の 7 号給の給料月額以上の給料月額を受けていたもの
第 2 号区分	(1) 公営企業の管理者 (2) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの (3) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの (4) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (5) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の 6 号給の給料月額を受けていたもの
第 3 号区分	令和 8 年 4 月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用

	を受けていた者で同表の 5 号給の給料月額を受けていたもの
第 4 号区分	<p>(1) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(2) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(3) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の教育職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(4) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(5) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(6) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の 4 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 5 号区分	<p>(1) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(2) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(3) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の教育職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(4) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(5) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者で職制上の段階の医事職の 3 等級に分類された職を占めていたもの</p> <p>(6) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(7) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の 3 号給の給料月額を受けていたもの</p>

第 6 号区分	<p>(1) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(2) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(3) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の教育職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(4) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの</p> <p>(5) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者で職制上の段階の医事職の 2 等級に分類された職を占めていたもの</p> <p>(6) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(7) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(8) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の 2 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 7 号区分	<p>(1) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(2) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(3) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の教育職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級又は 3 級であったもの</p> <p>(4) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者で職制上の段階の医事職の 1 等級に分類された職を占めていたもの</p> <p>(5) 令和 8 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p>

	(6) 令和8年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第8号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(3) 令和8年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</p> <p>(5) 令和8年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(6) 令和8年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 1 号

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 1 項第 3 号中「3 級」を「5 級」に、「4 級」を「6 級」に改める。

第 1 0 条の 2 中「条例第 2 5 条第 2 項」を「第 1 2 条」に改め、「市長が」の次に「別に」を加える。

第 1 2 条中「任命権者」を「市長」に改め、「）に」の次に「市長が別に定める割合に任命権者が定める」を、「勤務成績による割合」の次に「を加え、又は減じて得ることとなる割合（基準日以前 6 箇月以内に懲戒処分を受けた職員にあっては、任命権者が定める割合）」を加える。

第 1 4 条第 2 項第 5 号中「、同規則第 1 0 条の 3 第 1 項」を「及び同規則第 1 0 条の 3 第 1 項」に改め、「及び任命権者が定める規則等に規定する育児時間」を削り、同項第 7 号中「週休日」の次に「、勤務時間条例第 4 条第 4 項に規定する勤務時間を割り振らない日」を加える。

別表第 1 の教育職給料表（1）の項中「4 級、3 級及び特 2 級の職員」を「6 級、5 級及び 4 級の職員並びに 3 級の職員（市長が定める職員に限る。）」に、「2 級」を「3 級の職員（市長が定める職員を除く。）及び 2 級」に改める。

別表第 2 の教育職給料表（1）の項中「4 級」を「6 級」に、「3 級及び特 2 級」を「5 級、4 級及び 3 級」に改める。

第 2 条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 2 の行政職給料表の項及び消防職給料表の項中「5 級」の次に「及び 4 級」を加え、「4 級及び」を削り、「1 0 0 分の 7. 5」を「1 0 0 分の 8」に改め、同表の教育職給料表（1）の項中「6 級の職員」を「6 級、5 級及び 4 級の職員並びに 3 級の職員（市長が定める職員に限る。）」に、「5 級及び 4 級の職員並びに 3 級の職員（市長が定める職員に限る）」を「3 級の職員（市長が定める職員を除く）」に、「1 0 0 分の 7. 5」を「1 0 0

分の8」に改め、同表の研究職給料表の項中「3級」の次に「及び2級」を加え、「2級の職員及び」を削り、「100分の7.5」を「100分の8」に改め、同表の医療職給料表（1）の項中「及び1級の職員（市長が定める職員に限る。）」を削り、「100分の7.5」を「100分の8」に改め、同表の医療職給料表（2）の項中「5級」の次に「及び4級」を加え、「4級及び」を削り、「100分の7.5」を「100分の8」に改め、同表の医療職給料表（3）の項中

「

職務の級4級及び3級の職員	100分の5（市長が別に定める職員にあつては、100分の7.5）
---------------	----------------------------------

を

」

「

職務の級4級の職員	100分の10
職務の級3級の職員	100分の5（市長が別に定める職員にあつては、100分の8）

に

」

改め、同表の備考第1項中「100分の7.5」を「100分の8」に改める。

付 則

この規則中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は同年12月1日から施行する。

北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第22号

北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（令和元年北九州市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「は、北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第8号）第11条第1号に掲げる場合とする」を「とは、次に掲げる場合をいう」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第8号）第11条第1号に掲げる場合

(2) 勤務時間規則第7条の育児時間を受けた場合

第15条第1号中「適用を受ける職員」を「適用を受ける条例に規定する第2号会計年度任用職員」に、「同条第5項」を「同条第8項」に改め、同条第2号中「とし、当該運賃等相当額が5万5,000円を超えるときは5万5,000円」を削り、同条第3号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 2,010円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 2,180円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 2,350円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 2,510円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 2,680円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 2,840円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 3,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 3, 170円

第15条第4号ア中「(運賃等相当額及び月の初日からその月の末日までの勤務1日につき前号に定める額を乗じて得た額の合計額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円)」を削り、同号イ中「前号に定める額」の次に「(次項に規定する自動車のための施設等で市長が別に定めるものを利用し、その料金を負担するもの(ウにおいて「駐車場等利用職員」という。))にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額)」を加え、同号ウ中「前号に定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額)」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項第3号又は第4号ア若しくはウに掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で市長が別に定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするものは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円。次項において「駐車場料金等相当額」という。)を前項の額に加えるものとする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円。以下このアにおいて「駐車場等料金」という。)を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に月の初日からその月の末日までに勤務した日の日数(イにおいて「月の実勤務日数」という。)を乗じて得た額(その額が駐車場等料金を超える場合にあつては、駐車場等料金の額)

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金をそのわたる月の数で除して得た額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円。以下このイにおいて「1箇月当たりの駐車場等料金」という。)を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に月の実勤務日数を乗じて得た額(その額が1箇月当たりの駐車場等料金を超える場合にあつては、1箇月当たりの駐車場等料金の額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が別に定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

3 第1項第2号に定める額、第1項第3号に定める額及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の条例第7条第4項の任命権者が定める額は、前2項の規定にかかわらず、15万円とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 1 3 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に行う粗大ごみ以外の家庭廃棄物の処理に係るごみ処理手数料の徴収事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名 称	住 所			
株式会社広吉環境開発	北九州市門司区大字大積 4 0 0 番地	令和 8 年 3 月 3 1 日	令和 8 年 3 月 2 7 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
市川産業株式会社	北九州市八幡東区前田二丁目 1 2 番 1 3 号	令和 8 年 3 月 3 1 日	令和 8 年 3 月 2 7 日	
北九州グリーン清掃株式会社	北九州市若松区響町一丁目 5 0 番地	令和 8 年 3 月 3 1 日	令和 8 年 3 月 2 7 日	
九州清掃事業センター株式会社	北九州市小倉北区親和町 6 番 3 0 号	令和 8 年 3 月 3 1 日	令和 8 年 3 月 2 7 日	

北九州市公告第243号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月3日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油（6月分） 28キロリットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和8年6月1日から同月30日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して40日前までに公告する。

ア 42キロリットル 令和8年5月頃

イ 39キロリットル 令和8年6月頃

ウ 43キロリットル 令和8年7月頃

エ 23キロリットル 令和8年8月頃

オ 42キロリットル 令和8年9月頃

カ 35キロリットル 令和8年10月頃

キ 22キロリットル 令和8年11月頃

ク 27キロリットル 令和8年12月頃

ケ 44キロリットル 令和9年1月頃

(6) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システ

ムにより行う。

2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課
 - イ 日時 この公告の日から令和8年5月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月21日の

午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市ホームページ内の入札・契約ポータルサイト

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和8年4月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月23日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和8年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和8年5月7日から同月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月21日午前9時から午前10

時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和8年5月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和8年5月21日午前10時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 28KL

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m. , May 21, 2026

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , May 20, 2026

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第244号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月3日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・6月分） 1万3,600リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和8年6月1日から同月30日まで

(4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（小倉栈橋）こくら丸又は代船

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して40日前までに公告する。

ア 2万7,200リットル 令和8年5月頃

イ 3万4,500リットル 令和8年6月頃

ウ 3万2,800リットル 令和8年7月頃

エ 3万4,000リットル 令和8年8月頃

オ 2万8,700リットル 令和8年9月頃

カ 2万9,200リットル 令和8年10月頃

キ 2万8,900リットル 令和8年11月頃

ク 2万8,500リットル 令和8年12月頃

ケ 3万1,700リットル 令和9年1月頃

(6) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和8年5月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月21日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市ホームページ内の入札・契約ポータルサイト

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和8年4月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月23日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和8年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和8年5月7日から同月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月21日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限
第1号アの場所に令和8年5月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和8年5月21日午前10時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 13,600L

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m. , May 21, 2026

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , May 20, 2026

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市訓令第5号

庁中一般

北九州市統計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

北九州市統計事務取扱規程（昭和39年北九州市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「政策局総務部総務課長」を「政策局政策部政策課長」に、「総務課長」を「政策課長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「総務課長」を「政策課長」に改める。

第4条本文、第5条第1項及び第2項各号列記以外の部分、第6条第4項、第7条、第8条並びに第9条中「総務課長」を「政策課長」に改める。

第1号様式中「政策局総務部総務課長」を「政策局政策部政策課長」に改める。

第2号様式中「政策局総務部総務課長」を「政策局政策部政策課長」に、「を総務課長」を「を政策課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市訓令第6号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の部長の欄中「先進的介護システム推進室長」を「アセットマネジメント推進室長」に改め、同表の課長の欄中「先進的介護システム推進室推進室長」

「アセットマネジメント推進室次長」を「介護イノベーション推進室次長」に、「住まい支援室長」を「長寿社会対策推進室次長」

「住まい支援室長」に改める。
「ひびき灘戦略室長」

別表第2の2の表の(9)の項中「退勤途上の危険回避を理由とする特別休暇の承認については総務市民局人事部長に、ボランティア活動、現住居の滅失、損壊等及び交通遮断」を「ボランティア活動及び現住居の滅失、損壊等」に改める。

別表第3の3の表中

「

国際政策課長	(1) 会計年度任用職員の職の設定(語学指導等を行う外国青年招致事業の国際交流員である会計年度任用職員に係るものに限る。)
--------	---

を

」

「

局長	(1) 統計資料の収集及び統計調査の調整
国際政策課長	(1) 会計年度任用職員の職の設定(語学指導等を行う外国青年招致事業の国際交流員である会計年度任用職員に係るものに限る。)

に

」

改める。

別表第3の4の表の局長の項第5号及び第6号を削り、同表の広聴課長の項中「広聴課長」を「みんなの声課長」に改める。

別表第3の5の表の市政変革推進室長の項中「市政変革推進室長」を「アセットマネジメント推進室長」に改める。

別表第3の6の表の局長の項第88号中「指定介護老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、同項第89号中「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の介護保険法の規定による介護療養型医療施設の指定」を「介護保険法の規定による介護医療院の開設許可、開設許可」に改め、同表の地域共生社会推進部長の項に次の4号を加える。

- (2) 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を除く。）の指定
- (3) 介護保険法の規定による指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定の更新
- (4) 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（公募に係るものを除く。）及び指定の更新（公募に係るものに限る。）
- (5) 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定

別表第3の6の表の長寿推進部長の項中「長寿推進部長」を「長寿社会対策推進室長」に改め、同項第2号から第5号までを削り、同表の健康医療部長の項中第1号から第16号までを削り、第17号を第1号とし、第18号から第24号までを16号ずつ繰り上げ、同表中

「

地域福祉推進課長	(1) 会計年度任用職員の職の設定（介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援の業務に従事する会計年度任用職員に係るものに限る。）
----------	---

を

」

「

保険年金課長	(1) 国民健康保険の保険給付 (2) 国民健康保険の保険給付に係る負担金
--------	--

に、

	の執行
--	-----

「

保険年金課長	(1) 国民健康保険の保険給付
--------	-----------------

を

「

長寿社会対策推進室次長	(1) 会計年度任用職員の職の設定（介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援の業務に従事する会計年度任用職員に係るものに限る。）
疾病対策課長	(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による支給認定及び支給認定の変更

に

」

改める。

別表第3の10の表の事業推進課長の項中「事業推進課長」を「都市再生課長」に改める。

別表第3の13の表の予防部長の項中第133号を第134号とし、第132号を第133号とし、第131号の次に次の1号を加える。

(132) 北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）第32条の2第1項の規定による林野火災に関する注意報の発令

別表第3の13の表の消防団課長の項中「消防団課長」を「消防団支援課長」に改める。

（北九州市区長以下専決規程の一部改正）

第2条 北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表の(9)の項中「退勤途上の危険回避を理由とする特別休暇の承認については総務市民局人事部長に、ボランティア活動、現住居の滅失、損壊等及び交通遮断」を「ボランティア活動及び現住居の滅失、損壊等」に改める。

別表第2の国保年金課長の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

（北九州市事業所長等専決規程の一部改正）

第3条 北九州市事業所長等専決規程（昭和43年北九州市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表の(7)の項中「退勤途上の危険回避を理由とする特別休暇の承認については総務市民局人事部長に、ボランティア活動、現住居の滅失、損壊等及び交通遮断」を「ボランティア活動及び現住居の滅失、損壊等」に改める。

別表第2の8の表の所長の項中第46号を第56号とし、第38号から第45号までを10号ずつ繰り下げ、同項第37号中「第15項前段」を「第13項前段」に改め、同号を同項第47号とし、同項中第36号を第46号とし、第33号から第35号までを10号ずつ繰り下げ、同項第32号中「(昭和30年法律第168号)」を削り、同号を同項第40号とし、同号の次に次の2号を加える。

(41) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の4第1項の規定による登録の変更

(42) 臨床検査技師等に関する法律第20条の6の規定による指示(管理組織の変更を除く。)

別表第2の8の表の所長の項中第31号を第38号とし、同号の次に次の1号を加える。

(39) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第24条の規定による改善の命令

別表第2の8の表の所長の項中第30号を第37号とし、第29号を第36号とし、第28号を第35号とし、同項第27号中「許可証の交付(病院に係るものを除く。)」を「規定による使用の許可」に改め、同号を同項第29号とし、同号の次に次の5号を加える。

(30) 医療法第46条の5第1項ただし書の規定による認可

(31) 医療法第46条の5第6項ただし書の規定による認可

(32) 医療法第46条の6第1項ただし書の規定による認可

(33) 医療法第54条の9第3項の規定による変更(重要な変更を除く。)の認可

(34) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15の2の規定による診療体制の確保に係る確認

別表第2の8の表の所長の項中第26号を第28号とし、同項第25号中「(病院に係るものを除く。)」を削り、同号を同項第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) 医療法第24条第1項の規定による修繕及び改築の命令

別表第2の8の表の所長の項第24号中「(病院に係るものを除く。)」を削り、同号を同項第25号とし、同項第23号中「病院に係るもの」を「

大規模な増改築」に改め、同号を同項第24号とし、同項第22号の次に次の1号を加える。

(23) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第11条第2項（同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による改善及び措置の命令
別表第2の8の表の所長の項に次の1号を加える。

(57) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第22条の規定による改善及び措置の命令

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条中北九州市事業所長等専決規程の別表第2の8の表の所長の項第37号の改正規定（「第15項前段」を「第13項前段」に改める部分に限る。）は、同年5月1日から施行する。